

電料の徴収の質問に対し、平成20年4月から、小中学生の電気料は100%減免の実施と答弁をいただきましたが現在の状況、つまり子供たちが施設を使用した際の電気料の減免は図られているのかお伺いいたします。

A 教育部長 町村合併当初、無料であった学校開放に伴う小中学校体育館の電気料について、行政改革の具体的な計画である集中改革プランにより、平成20年4月から有料化としました。それに伴う減免措置ですが、小中学校が使用する場合は、100%減免しております。ただし、学校体育館以外の社会教育施設などの電気料については、平成21年度からは減免をなくし、実費相当分の電気料を負担していただいております。

Q 積極的に投資を行う非常に優先順位の高い施策として、教育は山武市の最重要課題になっているというところを考えると、優遇措置を設けていただけるよう考えてはいただけませんか？

A 市長 昨年度は減免措置というものが、この

4月からそういった措置をなくしたということで、半額の減免措置がなくなりましたので、電気料が倍になりましたということでございます。行政改革の面で、将来の健全財政を堅持するということから見直しが図られ、その中で、受益者負担という考え方で、照明料は満額をいただいておりますが、行政改革という面と、教育、特に社会教育、あるいは青少年健全育成という面の両側から、それぞれの考え方があり、どちらも間違った考え方でないということ、この点につきましては、どこか線を引いていかなければならないと考えてございます。

Q ● 介助員について
現在、山武市内の小中学校に介助員は何人いらっしゃるのか、また保育所、こども園にも配置されているのか？

A 教育長 現在の介助員の数は25名です。内訳は、幼稚園が5名、小学校17名、中学校が3名となっております。保健福祉部長 保育所、こども園につきましては、臨時職員の増員を行って確保しております。それと学童ク

ラブについても、非常勤職員を必要に応じて配置しております。
Q ADHDの学童期までが女子よりも高いとされていますが、女子の場合、多動が目立たない不注意優勢型に分類されることが多く、発見が遅れがちのため、認知される人数が少ないと推測されることとです。そのようなADHDの可能性のある児童への対応は図られているのでしょうか。

A 教育部長 ADHDを含めた発達障害については、早期発見、早期支援が大切であると考えております。発達障害の診断があるなしにかかわらず、本人にとって学校生活上で、特別な支援、介助が必要かどうかで判断して、必要に応じて特別支援学級を勧めたり、介助員をつけたりしております。

Q 平成17年4月1日に、発達障害児障害者支援法が施行され、公的支援が立ち遅れがちだったADHD患者の支援を含め、特別支援教育の支援策に弾みがつくことが期待されておりますが、この

特別支援教育について市長の考えと、山武市として今後の方向性をお伺いします。
A 市長 発達障害者支援法にありますが、特に各機関が連携して、教育機関と福祉機関が共同連携の中で、支援を効果的に、継続的に行っていききたいと思っております。

Q ● 公有財産について
現在、山武市所有の遊休地はどの程度あるのか、またその中で建築物がある場所はどのくらいあるのか具体的に伺いたします。

A 総務部長 普通財産は約21ヘクタールあり、そのうち利用されていない、利用されていない土地は14ヘクタールに上ります。具体的な施設そのものは、行政財産ということで現在使われています。ただし、教育委員会部局の松尾や蓮沼の給食センター等が、今、使用をしております。そういうものを今後どうするかは、今後の検討課題だと思っております。

Q 現在、遊休地と呼ばれるものに対しての維持管理はどのようにされているのか、また維持管理費はどの程度かかっているのかお伺いします。
A 総務部長 非常に面積が多いことから、すべてに行き届いておりません。草刈り等管理をしないと周辺の土地に御迷惑をかけるというものを主体に、管理をしており、そういう除草にかかる費用が、約71万円程度予算化させていただいております。

現在、遊休地と呼ばれるものに対しての維持管理はどのようにされているのか、また維持管理費はどの程度かかっているのかお伺いします。
A 総務部長 非常に面積が多いことから、すべてに行き届いておりません。草刈り等管理をしないと周辺の土地に御迷惑をかけるというものを主体に、管理をしており、そういう除草にかかる費用が、約71万円程度予算化させていただいております。



旧成東児童保健院